

(書 式 2 - 5 - 1)

家賃支払遅滞を理由とする解除通知書

通 知 書

当社は、貴社に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、後記物件表示記載の建物（以下「本件建物」といいます）を、以下の約定にて賃貸いたしております（以下「本件賃貸借契約」といいます）。

賃 料 1ヶ月金〇〇万〇〇〇〇円
(消費税を含む。)

支払期日 毎月月末に翌月分支払

貴社は、平成〇〇年〇〇月分から平成〇〇年〇〇月分までの賃料を遅滞し、貴社の滞納賃料は、現在合計〇〇万〇〇〇〇円（〇ヶ月分、消費税を含む）となっております。

当社は、貴社に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付通知書により、通知書送達の日から7日以内に賃料の支払いをされるよう催告いたしました（内容証明は平成〇〇年〇〇月〇〇日に貴社へ到達しております）、現在に至っても貴社による支払いはなされておられません。

当社としましては、貴社が当社からの催告にも応じない以上、到底、貴社との信頼関

係を維持していくことはできません。

したがって，契約継続は不可能であり，
本件賃貸借契約を解除させていただきます。

物 件 の 表 示

所 在 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 地 ○

家 屋 番 号 ○ ○ 番 ○

種 類 ○ ○ ○ ○

構 造 ○ ○ ○ ○

床 面 積 ○ ○ . ○ ○ 平 方 メ ー ト ル

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号

甲 株 式 会 社

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号

乙 株 式 会 社

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○ 殿

解説

- 1 遅滞している賃料を明確にする。
- 2 履行遅滞による契約解除には、賃料支払期限の経過の他、原則として相当期間を定めた催告が必要である（民法第541条）。
- 3 賃料不払の事実があっても、いまだ信頼関係が破壊されたものと認められない特段の事情があるときは、解除権の行使が制限される（最高裁判所昭和39年7月28日第三小法廷判決参照）。

